

## 佐倉市ディスポーザ排水処理システムに関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、下水道法（昭和33年法律第79号）その他の法令並びに佐倉市下水道条例（昭和42年佐倉市条例第13号の2。以下「条例」という。）及び佐倉市下水道条例施行規程（平成26年佐倉市上下水道部管理規程第1号）に定めるもののほか、公共下水道の機能を保全するため、システムを排水設備として設置し、公共下水道に接続しようとする場合におけるシステムの適切な使用、維持管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) システム 生ごみ等を粉砕し、排水処理槽又は機械装置で処理し、その排水のみを公共下水道へ排除する機器の総体であって、公益社団法人日本下水道協会の定める下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準（案）（平成25年3月）に基づき同協会の規格適合評価及び製品認証を受け、又はこれと同等と上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が認めたディスポーザ排水処理システムをいう。
- (2) 生物処理タイプ ディスポーザからの排水を専用配管で排水処理槽へ排出し、生物処理した後排水のみを公共下水道へ排除し、汚泥を別途廃棄する方式のシステムをいう。
- (3) 機械処理タイプ ディスポーザからの排水を機械装置によって固形物（以下「乾燥ごみ等」という。）と液体に分離し、分離された液体のみを公共下水道へ排除し、乾燥ごみ等を別途廃棄する方式のシステムをいう。
- (4) 管理責任者 戸建住宅の所有者若しくは賃借人、賃貸集合住宅の所有者

又は分譲集合住宅の所有者若しくは管理組合等の代表者であつて、システムの維持管理に関して最終的に責任を負う者をいう。

(システムの新設等の確認)

第3条 システムの新設、増設又は変更を行おうとする者は、新設、増設又は変更を行おうとする日の30日前までにディスポーザ排水処理システム計画確認届出書(別記様式第1号)を提出して、管理者の確認を受けなければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる図書を添付するものとする。

(1) 前条第1号に規定する規格適合評価及び製品認証を受け、又はこれと同等であることを確認できる書類

(2) システムの仕様書

(3) システムの系統図

(4) 維持管理計画書(維持管理体制、処理水の水質基準、汚泥又は乾燥ごみの処分方法、保守点検の項目及び頻度その他必要な事項を記載したもの)

(5) 維持管理業務委託契約書の写し又は維持管理業務委託契約確認書

(6) 承継確認書

(7) その他管理者が必要と認める書類

3 管理者は、第1項の規定による届出に係る計画を確認したときは、ディスポーザ排水処理システム計画確認通知書(別記様式第2号)により当該届出をした者に通知するものとする。

(管理責任者の責務)

第4条 管理責任者は、次に掲げる責務を負うものとする。

(1) システムの使用期間中は、その維持管理について、専門の維持管理業者と維持管理業務委託契約(汚泥処理に関し別途契約を締結する場合はその

契約を含む。以下「委託契約」という。)を締結すること。

(2) 委託契約を新たに締結したときは、その契約の締結の日から14日以内に契約書の写しを管理者に提出すること。

(3) 委託契約に基づく点検記録その他システムの維持管理に関する資料は、3年間保管すること。

(4) 管理者が前号に係る書類の提出を求めたときは、それに応じること。

(管理責任者の地位の承継)

第5条 第3条第1項の規定により管理者の確認を受けシステムが設置された建築物の譲渡等を受けた者は、前条各号の責務を承継し、当該システムを適切に維持管理しなければならない。

(販売店等の協力)

第6条 設置されたシステムの製造業者及びその販売店は、システムの維持管理等の技術的な指導等に協力するものとする。

附 則 (平成28年3月15日決裁27佐水下第411号)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の日前に、佐倉市ディスポーザ排水処理システムに関する取扱要綱(平成26年佐倉市上下水道部告示第5号)第3条に基づき確認を受けて設置されたシステムは、第3条第3項の規定による確認を受けたものとみなす。

別記

様式第1号

年 月 日

ディスポーザ排水処理システム計画確認届出書

(宛先) 佐倉市上下水道事業管理者

届出者 住 所

氏名 (名称)

連絡先

ディスポーザ排水処理システムについて、確認を受けたいので次のとおり届出します。

届 出 区 分	新 設 ・ 増 設 ・ 変 更		
管 理 責 任 者	住 所		
	氏 名		
	連 絡 先		
使 用 場 所	佐倉市		
システムの名称等	認 証 年 月 日	年 月 日	
	評 価 ・ 認 証 番 号		
	名 称		
	製 造 業 者		
	担 当 者 名 ・ 連 絡 先		
システムのタイプ 及び設置基数	生物処理タイプ	ディスポーザ	基
		排水処理部	基
	機械処理タイプ	ディスポーザ	基
使用開始予定日	年 月 日		
施 工 業 者 (指定工事店)	連絡先		
維 持 管 理 業 者	連絡先		
備 考			

様式第2号

ディスポーザ排水処理システム計画確認通知書

第 号  
年 月 日

様

佐倉市上下水道事業管理者

次のとおり確認しましたので、通知します。

なお、佐倉市ディスポーザ排水処理システムに関する取扱要綱第4条の規定による管理責任者の責務に基づき適正に維持管理することを申し添えます。

受 理 番 号	第 号			
届 出 区 分	新 設 ・ 増 設 ・ 変 更			
管 理 責 任 者				
使 用 場 所	佐倉市			
シ ス テ ム の 名 称				
タ イ プ ・ 基 数	生 物 処 理 タ イ プ		機 械 処 理 タ イ プ	
	ディスポーザ	基	ディスポーザ	基
排水処理部	基			
施 工 業 者				
維 持 管 理 業 者				